

### (3) 高度な専門性に基づく公的見解

#### 高度な専門性を有する審判官による審理

判定の審理は、高度な専門性を有する3名の審判官からなる合議体により行われます。

審理の結果は、特許庁の公的な見解として判定書に記載されます。

#### 職権主義

判定では、職権主義を採用しておりますので、当事者の主張にのみ基づくのではなく、当事者の主張が十分でない又は適切でない場合や相手方当事者から何ら反論がない場合等であっても、職権により審判官の専門知識を反映した審理を行うことができるため、より真実に近い結果が得られることが期待されます。